

人事委員会委員、収用委員会員の任命に同意を求める件についての反対討論要旨
(2009/07/06)

私は、提案されました人事同意案件のうち、人事委員会委員に渡辺勝三（わたなべかつみ）氏、収用委員会委員に迫一徳（さこかずのり）氏と小島政利（こじままさとし）氏の任命について反対し、討論いたします。

人事委員会は、人事行政に関する調査研究、企画立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずる機関です。渡辺氏は、長年にわたり企業の役員を務めてこられた方です。人事委員会には、労働者の代表こそ必要であり、企業の代表と言える渡辺氏の選任に同意できません。

次に収用委員についてであります。迫氏、小島氏は、いずれも県の幹部職員OBであります。収用委員会は、土地の収用に関する裁決その他の事務を行うとされておりますが、行政の利益優先ではなく、住民の立場に立っての対処が強く求められております。

こうした意味から、元県幹部の任命については同意できないものであります。

以上で人事同意案件についての討論を終わります